

第4章 競争環境の整備

第1 「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」の公表

デジタル化の進展等、社会経済が急速に変化する中で、イノベーションや企業の成長を促す競争環境を整備することが重要となっている。このため、公正取引委員会は、独占禁止法の厳正かつ的確な執行（エンフォースメント）による違反行為の排除とともに、様々な分野での取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導（アドボカシー）による競争環境の整備に取り組んできた。令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても、当委員会のアドボカシー機能の強化が明記された。こうした状況を踏まえ、当委員会は、同月16日に「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」と題するステートメントを公表し、以下のとおり、エンフォースメントとアドボカシーを車の両輪として一層精力的に取り組み、組織全体としてデジタル化の進展等社会経済の変化への対応を強化することを表明した。

- 実態調査の役割、その対象分野や実施方法等についての基本的な考え方を明らかにし、実態調査に対する幅広い理解・協力を求める。調査結果の公表・周知においては分かりやすい発信を行い、また、必要に応じて点検・改善を要請することで関係事業者等による自主的な改善を促し、違反行為の未然防止を図るなど、アドボカシーの実効性を強化する。
- アドボカシーとエンフォースメントの連携を促進する。
- デジタルプラットフォーム事業者の独占禁止法違反被疑行為等について、個別事件の審査に際して事件の概要を公表して、情報・意見を募集するなど、情報収集のツールを多様化すること等により、エンフォースメントを強化する。
- これらを的確に実施するため、機能・体制の計画的な充実・強化を行う。

（詳細については令和4年6月16日公表「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.iftc.go.jp/dk/advocacy/220616digital_statement.pdf



第2 ガイドラインの策定等

1 概説

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体の適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

令和4年度においては、主に以下のガイドラインの策定等に取り組んだ。

2 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

公正取引委員会は、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、総務省と共同して、独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を平成13年11月に作成・公表し、これまで必要に応じて、改定を行ってきた。

公正取引委員会は、令和3年6月に公表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」等を踏まえ、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となる行為の想定例を同指針に追記するなどの改定を行い、総務省と共同して、令和4年6月30日及び同年12月23日に公表した。

（詳細については令和4年6月30日報道発表資料「「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定について」及び同年12月23日報道発表資料「「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定について」を参照のこと。）

（令和4年6月30日報道発表資料）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220630denkitsushin.html>



（令和4年12月23日報道発表資料）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223denkitsushin.html>



3 「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」の改定

公正取引委員会は、ガソリン等販売業を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当委員会における法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより高めるため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」を改定し、令和4年11月11日に公表した。

(詳細については令和4年11月11日報道発表資料「「ガソリン等の流通における不当販売、差別対価等への対応について」の改定について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12513273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/nov/221111gasoline.html>



4 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定

我が国は、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、2030年度や2050年の温室効果ガスの削減目標を掲げている。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組については、今後一層活発化・具体化すると考えられるところ、公正取引委員会は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する新たな技術等のイノベーションを妨げる競争制限行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方の明確化を図ることとした。

このため、有識者の知見に基づき、我が国における実情等を踏まえた上で、当該考え方について検討を行うことを目的として、令和4年10月から12月にかけて、経済取引局長主催の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」を開催した。

その上で、令和5年1月13日に同検討会における有識者の意見等を踏まえて作成した「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)を公表し、同年2月13日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところ、29件の意見が提出された。提出された意見等を踏まえて検討した結果、原案を一部変更した上で、同年3月31日に公表した。

(詳細については令和5年3月31日報道発表資料「「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html



第3 実態調査

1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直しなどを提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和4年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

2 クレジットカードの取引に関する実態調査

近年、我が国におけるキャッシュレス決済額の大半はクレジットカードによるものであり、また、クレジットカードによる決済額は増加傾向にある。政府としても、キャッシュレス決済比率を更に増やしていくとの方針を掲げており、クレジットカードによる決済額は今後も増えていくことが予想されたことから、公正取引委員会は、国際ブランドとクレジットカード会社との取引実態等に関する調査を行い、平成31年3月に独占禁止法及び競争政策上の考え方を取りまとめた「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」を公表した。

その後、「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料）が占めている。こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査…（略）…を実施する」とされた。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、インターチェンジフィーの標準料率の公開状況等を把握するとともに、クレジットカード市場における競争政策上の課題の有無を明らかにするため、クレジットカードの取引に関する実態調査を実施し、令和4年4月8日、「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書は、加盟店とクレジットカード会社との間の加盟店手数料の交渉や、クレジットカード会社間の競争を促進する観点から、インターチェンジフィーの標準料率を定めている国際ブランドにあっては、我が国においても、標準料率を公開することが適当であるとの考え方を示した。また、カード発行市場における国際ブランド間の公正な競争条件を確保するとともに、クレジットカード市場全体の透明性を高める観点から、国際ブランドにあっては、標準料率を定めているか否かにかかわらず、インターチェンジフィー又はイシュー手数料の平均的な料率を公開することが望ましいとの考え方を示した。

前記の考え方を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省では、国際ブランドにおけるインターチェンジフィーの標準料率の公開に向けた取組を進めてきたところ、令和4年11月30日、Mastercard、UnionPay（銀聯）及びVisa からクレジットカードのインターチェンジフィーの標準料率が公開された。

(詳細については後記報道発表資料を参照のこと。)

○令和4年4月8日公表「クレジットカードの取引に関する実態調査について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251762/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408.html>



○令和4年11月30日公表「クレジットカードのインターチェンジフィーの標準料率の公開について」

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/nov/221130creditcard.html>



3 クラウドサービス分野に関する実態調査

近年の経済のデジタル化の進展に伴い、企業のデジタルトランスフォーメーションや様々なデジタルサービスを支えるものとして、クラウドサービスの利用が拡大している。こうした中、情報通信技術やデータを活用するデジタルプラットフォーム事業者が、クラウドサービス事業においても幅広いサービスを提供しており、多くの企業の事業活動の基盤として重要な存在となりつつある。こうした状況を踏まえ、公正取引委員会は、クラウドサービス市場における競争の状況や取引実態を明らかにするため、クラウドサービス分野に関する実態調査を行い、令和4年6月28日に「クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書」を公表した。

本報告書では、クラウドサービス市場における競争力の要因や、利用者におけるサービスの切替えが生じにくいといったクラウドサービス市場の特徴について、詳細な分析を行うとともに、今後も市場集中が進み、将来的には市場が非競争的な構造に変化していく可能性が高く、その場合には取引条件の悪化やイノベーションの停滞などが懸念されるという評価を示した。また、これらの評価を基に、クラウドサービスに係る市場シェアの集中により懸念される弊害の未然防止や、取引の公正性・透明性を実現するために、クラウド提供事業者及び利用者の双方において必要と考えられる取組を整理した。

(詳細については令和4年6月28日報道発表資料「クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12366705/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220628.html>



4 モバイルOS等に関する実態調査

消費者にとってスマートフォンは生活必需品となっており、消費者はスマートフォン上のアプリストアからダウンロードしたアプリやブラウザを介して多様なデジタルコンテンツ・サービスにアクセスしている。また、スマートウォッチ等、スマートフォンと連携して用いられる商品・サービスも拡大している。こうしたアプリや商品・サービスの提供のために必須となるのがモバイルOS及びアプリストア等のアプリ流通サービスへのアクセスであり、これらの市場における競争の実態を把握することは、これらの市場に加えて、スマートフォン上で提供されるアプリや、スマートフォンと連携して用いられる商品・サービスの市場の競争環境を整備する観点から非常に重要である。このため、公正取引委員会は、モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場における実態調査を実施し、令和5年2月9日に「モバイルOS等に関する実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場について、その状況を分析した上で、競争環境に係る評価を行うとともに、当該評価を踏まえてアプリ市場その他周辺市場に係る独占禁止法上の考え方を整理した。また、モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の整備を図るとともに、アプリ市場その他周辺市場における同法違反行為の未然防止や同法上問題となり得る行為の改善の促進を図ることで、同法の執行による対応を補完するために、競争政策上の観点からの対応を整理した。

(詳細については令和5年2月9日報道発表資料「モバイルOS等に関する実態調査報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230209mobileos.html>



5 携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査

公正取引委員会は、令和3年6月に「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」を公表した。その後、携帯電話端末（スマートフォン）のいわゆる「1円販売」といった極端な値引き販売という新たな問題が指摘されてきた。

このような販売方法は、通信料金と端末販売代金の分離下においては、不当廉売につながるおそれのある販売方法とも見られることから、その取引構造及び流通実態を明らかにするため、携帯電話端末の値引き販売に関する実態調査を実施し、令和5年2月24日に「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」を公表した。

本報告書では、スマートフォンの販売については通信料収入等と別個にコスト割れを判断するとの考え方を示したほか、スマートフォンの値引き販売、通信サービスの公正な競争及び販売代理店評価制度について、独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示した。

（詳細については令和5年2月24日報道発表資料「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査について」を参照のこと。）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230224.html>



6 フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査

公正取引委員会は、フィンテックを活用したサービス分野における競争政策上の課題を把握するために、実態調査を実施し、令和2年4月に「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」及び「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」を公表し、電子決済等代行業者の銀行へのアクセス確保、銀行間手数料に係る取引慣行の見直し、資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討等について提言した。

前回調査を受けて関係事業者等により行われた取組を踏まえつつ、フィンテックを活用したサービス分野における競争環境を更に改善し、イノベーションの促進と利用者の利便性の更なる向上を図るため、公正取引委員会は、前回調査のフォローアップ調査を実施し、令和5年3月1日に「フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書」を公表した。

本報告書では、関係事業者等において、銀行間手数料の廃止に伴う内国為替制度運営費の創設、全銀システム参加資格の資金移動業者への拡大等の取組がなされており、キャッシュレス決済の推進に資する取組は着実に進展しているものと評価した。一方で、銀行は、業務の安定性や持続性が確保される範囲で、自行の参照系API接続料に係る標準料金体系を策定し、電子決済等代行業者から求めがあった場合には、適用する参照系API接続料の合理性について説明することが望ましいとの考え方や、銀行は、銀行間手数料が適用されていた頃からの慣習に基づき合理的理由なく振込手数料の区分を維持している場

合には、振込手数料を統一することで生じるシステム改修コスト、顧客への影響等を十分に勘案しつつ、現状の見直しの検討を行うべきといった考え方を示した。

(詳細については令和5年3月1日報道発表資料「フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301.html>



第4 イノベーションと競争政策に関する検討会

我が国の持続的な経済成長のためには、新たなサービスや新市場の創出につながるイノベーションの達成が不可欠である。また、デジタル経済の進展やビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴って、市場の独占・寡占化や固定化が進み、競争のダイナミズムが低下し得るとの懸念も指摘されている。このような経済環境の下で、イノベーションを促進し得る市場環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題である。

企業行動がイノベーションへ与える影響は複雑かつ動的であるところ、競争政策においても、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。

公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づき理論的・体系的に整理することを目的として、令和5年3月以降、経済取引局長主催の「イノベーションと競争政策に関する検討会」(座長 岡田羊祐 一橋大学大学院経済学研究科教授)を開催している。

(役職は令和5年3月9日時点)

第5 デジタル市場競争会議への参画

内閣に設置されたデジタル市場競争本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、デジタル市場競争会議が開催されている。同会議は、内閣官房長官が議長を務め、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、公正取引委員会委員長も構成員となっている。

令和4年4月26日に開催された第6回デジタル市場競争会議において、「モバイル・エコシステムに関する競争評価中間報告」及び「新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価中間報告」が取りまとめられた。

第6 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和4年度末現在、保険業法等の16法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めにについても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和4年度末現在、17法律23制度となっている。

（注）「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

3 適用除外カルテル等

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は

415件)をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和4年度末現在、36件となっている(内訳は附属資料3-2表を参照)。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和4年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、第1表のとおりである。

第1表 令和4年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項 第1号、第102条	第101条	同意（第105条第1項）	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				0	
		地震保険				1 （変更1）	
		船舶保険	第101条第1項 第2号、第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
		損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の			自動車損害賠償責任保険	
地震保険	0						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条第5号、第43条	第93条	協議（第94条第1項）	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第 93 条 の 3、 第94条、 第 94 条 の 3、 第95条、 第 95 条 の 3、 第 96 条 の 3、 第97条、 第97条の3	第93条の3、 第95条	通知（施行令第45条の6第2項、第49条の2第2項）	10	－

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限	第8条、第9条	第10条	協議（第13条第1項）	0	—
輸出入取引法	輸出入取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等	第5条、第11条第2項、	第33条	通知（第34条第1項）	0	—
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条、第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	0	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	0	—
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	41 (締結8) (変更33)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	0	—

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議（第5条第2項）	0	—
	地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営に関する協定の締結	第9条、第11条	第9条第2項	協議（第11条第2項）	4 (締結1) (変更3)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、金融庁長官から同意を求められたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、金融庁長官から通知を受けたものは1件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(ア) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

(イ) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(ア) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送

の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

(イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは41件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併等及び共同経営

(ア) 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされて

いる。

令和4年度において、主務大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末において実施期間内にある同法に基づく合併等に係る基盤的サービス維持計画は1件である。

(イ) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営に関する協定の締結

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和4年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは4件であった。また、同年度末における同法に基づく共同経営に関する協定は6件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、令和4年度において、206件であった（第2表及び附属資料3-11表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
協同組合届出件数	187	227	235	273	240	294	304	214	211	206

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

- (1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

- (2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

- (3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第7 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加する等の改訂を行った。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを当委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和4年度においては、総務省から競争評価チェックリストを227件受領し、その内容を精査した。また、各府省における競争評価のより適切な実施の促進を目的として、競争評価の手法の改善等を検討するため、経済学や規制の政策評価の知見を有する有識者による競争評価検討会議を令和4年度において2回開催した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第8 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。令和4年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和4年5月30日及び同年11月29日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和4年度においては、研修会を全国で36回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して225件の講師の派遣を行った。

第9 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、同条の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）において、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态に係る要件のうち市場構造要件（国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件）の考え方を明らかにしている。

市場構造要件に係る事業活動及び経済実態については、これまで国内向け供給価額及び供給量に関する独自調査を実施してきたが、統計調査に係る報告者負担の軽減と業務の見直し・効率化を図るとの政府方針（統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定））も踏まえ、当該独自調査を実施しないこととした（平成30年11月13日公表）ところ、令和4年度においては、令和3年度に引き続き、政府統計情報等を活用しつつ、市場構造要件に係る事業活動及び経済実態に関する調査を実施した。